

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

○性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成十五年法律第百一十一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（性別の取扱いの変更の審判）</p> <p>第三条 家庭裁判所は、性同一性障害者であつて次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 現に未成年の子がいないこと。</p> <p>四・五 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（性別の取扱いの変更の審判）</p> <p>第三条 家庭裁判所は、性同一性障害者であつて次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 現に子^レがいないこと。</p> <p>四・五 （略）</p> <p>2 （略）</p>